

平成31年度の入札に係る基本的な取扱いについて

入札制度の透明性、公正性、競争性を確保しつつ、地元建設業の振興と地方経済の活性化に配慮し、次のとおり取り扱うこととします。

1 指名競争入札の対象範囲について

平成30年度に引き続き、予定価格5,000万円未満まで拡大します。

2 入札時における積算内訳書提出の取扱いについて

予定価格1億5千万円以上の案件については、国の例示（土木：工種まで、営繕：科目別内訳まで）に相当する項目を記載し、入札時に提出してください。

なお、予定価格1億5千万円未満の案件については、現行の様式を継続します。

3 現場代理人の常駐義務緩和措置について

足利市が発注する工事で請負金額3,500万円未満の工事2件までの兼任を認めていますが、引き続き緩和措置を継続します。

4 その他

上記以外の最低制限価格の算定式等についても、現行通りとします。